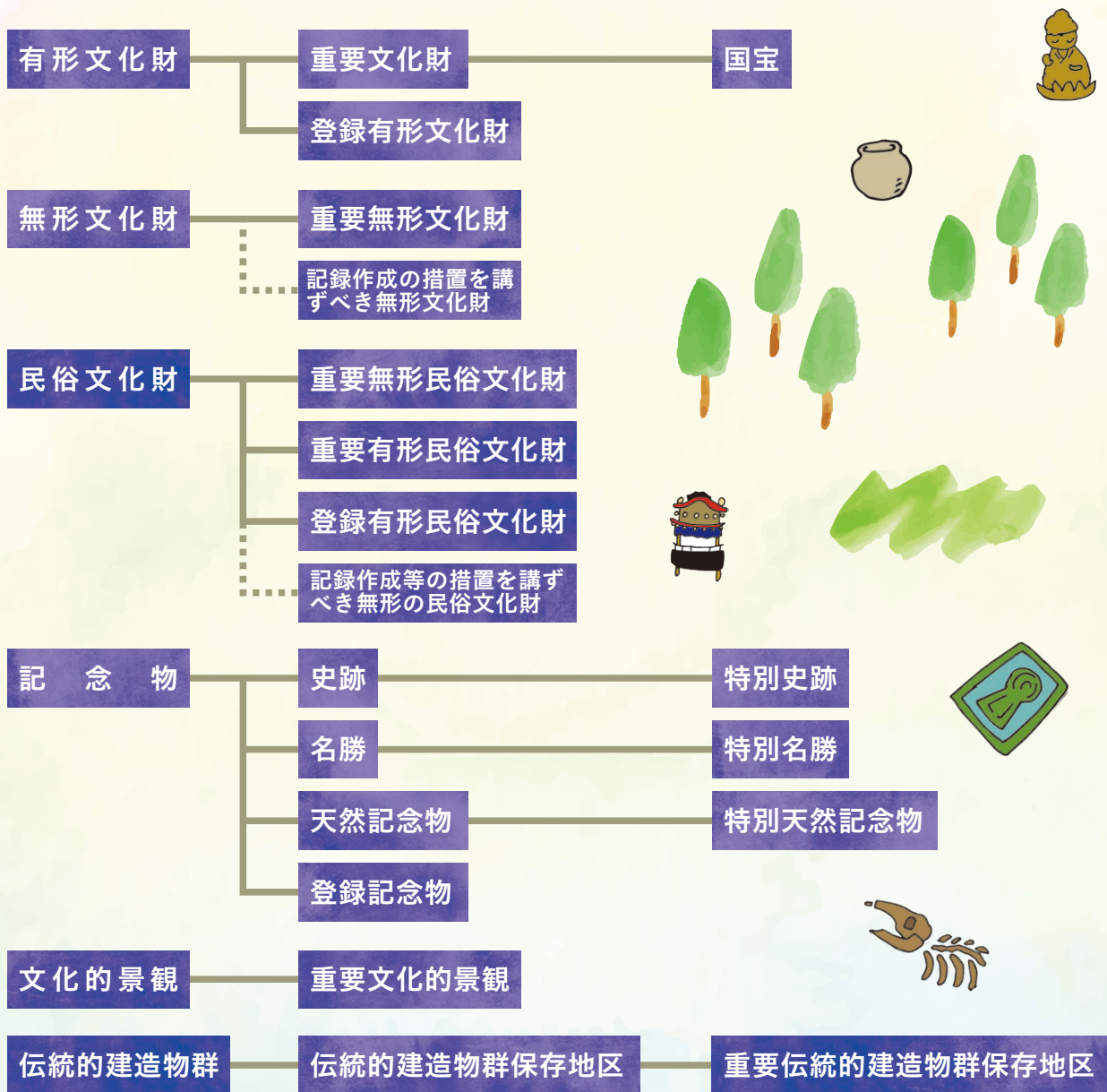


指定等文化財の種類

文化財行政は、様々な文化財を指定するなどして、その保存や活用を図っています。国の指定等文化財の種類は以下の通りです。

国の区分をベースにしながら、県や各市町村もそれぞれ指定等の保存・活用のための制度を設けています。



※文化財保護法第2条の文化財の定義には含まれないが、文化財保護法には埋蔵文化財の章がある（第6章）